

「Marketing Applications」 契約規定

利用者：以下「甲」という。

株式会社マーケティングアプリケーションズ：以下「乙」という。

頭書：甲乙が別途締結する「Marketing Applications 利用契約書 頭書」と題する書面を意味する。

Marketing Applications 利用契約：頭書と本規定にて構成される契約を意味し、以下「本契約」という。

第1条 （対象サービス）

本契約の対象となる乙のサービス（以下「対象サービス」といいます。）は、頭書1に記載する通りとします。ただし、乙は、第22条および第23条に基づき、対象サービスの変更または廃止を行うことができるものとし、当該変更または廃止が行われた場合には、その変更後または廃止後のサービスを「対象サービス」とします。

第2条 （保守サービスの範囲）

1. 乙は、甲に対し、対象サービスの正常稼動を維持する為に、次の各号に定めるサービス（以下「保守サービス」といいます。）を提供します。
 - (1) 対象サービスにおけるソフトウェアの操作方法に関するサポート
 - (2) 対象サービスにおいて障害が発生した場合の原因の確認・調査・報告および修復作業等の対応
2. 次の各号に定める事項は、保守サービスの範囲に含まれないものとし、甲が必要とする場合は、甲乙協議の上、実施時期、料金等を決定するものとします。
 - (1) 甲においてオペレーターが人事異動等で交替した場合の操作指導
 - (2) 甲の取扱上の不注意または誤用によって生じたソフトウェアの消滅、データ破損
 - (3) 天災地変その他の不可抗力によって破損したデータの復旧およびソフトウェアの修復
 - (4) 障害時のデータ復旧

第3条 （甲の協力事項）

甲は、乙が実施する保守サービスに関し、次の各号に定める事項を行い、乙に協力するものとします。

- (1) 迅速な保守サービスを実施するために、乙がネットワークヘリモートログインできるよう、許可・設定をすること
- (2) 保守サービスの実施に際し、乙が行う不具合または不良箇所の原因調査および対応作業のために必要な全ての資料を乙に提出すること
- (3) その他乙が甲に指示した事項

第4条 （保守サービスの時間）

1. 乙は、保守サービスの作業を次の時間帯に行うものとします。ただし、国民の祝祭日、年末年始等のうち乙が別途定める日は、休日とします。

月～金曜日の10：00～19：00
2. 甲が前項の時間帯以外の時間または休日に保守サービスの作業を要請した場合、乙は、翌営業日の前項の時間帯に、保守サービスを行います。

第5条 （メンテナンスおよびアップグレード）

1. 乙は、対象サービスを安定的に提供するため、甲に対し1ヶ月前までに通知することにより対象サービスに係るシステムのメンテナンスを実施することができるものとします。なお、緊急を要する場合は、事前に通知することなく実施することができるものとします。
2. 乙は、対象サービスを安定的に提供するため、甲の事前の承諾なく、システム最適化、高機能化に関するアップグレードを実施することができるものとします。

第6条 (アカウントの管理)

1. 本契約成立後、乙は甲に対し、対象サービスの利用に係るアカウントおよびパスワード（以下「アカウント等」といいます。）を発行するものとします。なお、アカウント等の発行に係る登録作業は、本契約成立後1件目の管理者アカウント等については乙が行うものとし、2件目以降の非管理者アカウント等については甲が自ら行うものとします。
2. 甲は、アカウント等の第三者に対する譲渡、売買、貸与その他これに類する行為を行ってはならないものとします。
3. 甲は、アカウント等の管理について一切の責任を負うものとし、乙は、第三者によるアカウント等の使用、管理等に関連して甲に生じた一切の損害について、当該使用、管理等に関する故意過失の有無に拘わらず、一切の責任を負わないものとします。
4. 甲の誤操作により対象サービスのサーバにログイン出来ない等によりアカウント等の再設定が必要な場合、乙が、甲に対し、料金を請求することがあります。
5. 甲が第三者にパスワードを知られたまたは知られた可能性がある場合は、甲は自らの責任で速やかにパスワードの変更手続きを行うものとします。

第7条 (禁止事項)

甲は、対象サービスの利用に関し、適用される全ての法規（日本法に限らず、関係する諸外国の法規も含まれます。）および一般的に公正と認められる規則を遵守するものとし、第20条第4項各号に定める行為のほか、以下の行為を禁止するものとします。

- (1) 他者（乙を含みます。以下この項において同じ。）の著作権、著作者人格権、商標権等の知的財産権、肖像権、プライバシーその他の権利、利益、財産を侵害する行為、またはそれらを侵害するおそれのある行為
- (2) 有償、無償に拘わらず、第三者に対する対象サービスの再販と思われる行為
- (3) 甲の本契約上の地位および権利義務の譲渡または担保設定、甲の名義（アカウント等を含みます。）の貸与等その他第三者にアカウント等を再利用させる行為
- (4) 他者の設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、またはそのおそれのある行為
- (5) その他不正アクセス行為全般

第8条 (最低利用期間)

1. 対象サービスの最低利用期間は、初回の月額利用料金の発生日から起算して12ヶ月間とします。当該最低利用期間中は甲からの申し出による第19条に基づく中途解約はできないものとします。
2. 本契約の締結日以後、前項の最低利用期間内に止むを得ない事情により甲が本契約の中途解約を希望する場合、甲は、前項の最低利用契約期間のうち残期間において発生する予定であった月額利用料金相当額に直近3箇月（利用期間が3箇月に満たない場合は実際の利用期間中）の従量料金の平均相当額を加えた額を乙に支払うことで、本契約を中途解約することができるものとします。

第9条 (料金と契約期間等)

1. 対象サービスの利用料金は頭書2に記載する通りとします。
2. 本契約の契約期間は、契約締結日より36ヶ月間とします。本契約は甲乙どちらかが契約期間満了日から7日前までに書面による申し出をしない限り、同じ条件で1年間自動更新されるものとし、その後も同様とします。
3. 経済事情の変動等により利用料が不相当となったときは、甲乙協議の上これを改定できるものとします。

第10条 (利用料金の支払方法)

1. 甲は対象サービスの月額利用料金を、当月の翌月末日までに乙指定の銀行口座に振込または銀行引き落としにて支払うものとします。金融機関に支払う振込手数料は甲の負担とします。
2. 従量料金がある場合、乙は毎月第3営業日までに甲へ請求書を発行し、甲は、前項の月額利用

料金と合わせて従量料金を支払うものとします。

第11条 (設定変更費用)

1. 甲が対象サービスのシステムについて設定変更を希望するときは、甲乙協議の上、設定内容や費用等を決定します。システムの標準的機能以外の機能に関する設定変更および甲の希望に応じた個別的な機能に関する設定変更に係る費用については、乙が提示する費用等を甲は合理的な理由がない限り了承するものとします。なお、乙は、甲から上記の設定変更の要請等が出された場合でも、当該要請等に応じる義務を負わないものとします。
2. 設定変更費用については、甲は設定変更作業完了日が属する月の翌月末日までに乙指定の銀行口座に振込により支払うものとします。金融機関に支払う振込手数料は甲の負担とします。

第12条 (延滞料)

甲が乙に対する支払を遅滞した場合、未払いの残高に対して延滞料を年 14.5%の割合で賦課して請求することができます。

第13条 (著作権)

1. 乙が対象サービスにおいて提供するシステム、ソフトウェア、アプリケーション、モジュール等（以下、併せて「システム等」といいます。）に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権原は、乙に帰属するものとします。甲はこれらシステム等を乙の許諾なしに加工、改変、編集、複製、転載、第三者への販売、譲渡、貸与、占有の移転をしてはならないものとします。
2. 甲は、いかなる場合であってもシステム等をリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルしてはならないものとします。

第14条 (免責)

1. 甲は、対象サービスを通じて実施する調査について、自己の責任においてこれを実施するものとし、乙は、対象サービスを通じて甲が実施する調査の内容に関連して生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
2. 乙は、対象サービスにより乙が甲に提供し、または甲が自ら収集、取得した調査結果に基づき甲が実施した一切の行為についてその責任を負わないものとします。
3. 甲は、対象サービスの利用に関連し、他の利用者または第三者に対して損害を与えたものとして、当該利用者または第三者から何らかの請求がなされ、または訴訟が提起された場合、甲は自らの費用と責任において当該請求および訴訟を解決するものとし、乙は一切の責任を負わないものとします。また、甲が本契約に違反して対象サービスを利用した場合で、乙が他の利用者または第三者に損害賠償等の支払を余儀なくされた場合には、甲はその全額を乙に支払うとともに、その解決のために要した弁護士費用その他一切の諸経費を乙に支払うものとします。
4. 乙は、第三者がログイン名を不正に使用する等の方法で対象サービスを不正に利用することにより甲または第三者に損害を与えた場合について一切の責任を負いません。また、かかる第三者による不正利用について甲に帰責性が認められる場合で、乙が当該不正利用により損害を被った他の第三者に対し損害賠償等の支払を余儀なくされた場合、甲は、前項第二文に従い対応するものとします。
5. 本契約または法令等に基づかず、乙の故意または重過失によって、甲が重大な損害を被った場合、乙の甲に対する賠償責任は、甲に直接かつ現実に生じた通常損害に限り、甲が対象サービスの対価として当該損害発生直近 6 ヶ月間に乙に対して支払った金額の総額を限度とするものとし、逸失利益、特別な事情により生じた損害等については、免責されるものとします。
6. 保守サービスにおいて、乙の責に帰すべき事由による不適合が発見された場合、乙は、甲乙協議の上決定した期日までに無償でこれを修正するものとします。
7. 本契約が継続する期間において、乙は別途定める規程に基づき対象サービスに係るデータ管理（定期的なバックアップ作業や一定期間経過後のデータの削除を含みます。）を行うものとし、当該規定に基づくデータ管理に伴い甲に損害が生じた場合でも、乙は、自らの故意または重過失によるものを除いて一切の責任を負いません。また、甲は、自らのデータのバックアップ管理に

ついて一切の責任を負うものとし、サーバの障害等によって甲のデータが消失しても、乙は、自らの故意または重過失によるものを除いて一切の責任を負わないものとします。

8. 本契約終了時のデータのバックアップ等についても甲は自己責任において行い、乙は本契約終了後のデータ保持に関して何ら関与せず、一切の責任を負わないものとします。
9. 乙は、甲が対象サービスを通じて実施する調査に際して独自に JavaScript その他プログラミングコード・言語等を対象サービス内の画面・機能に埋め込んだ場合、当該プログラミングコード・言語等に関連する対象サービスの動作保証を一切行いません。また、乙は、当該プログラミングコード・言語等に関連する対象サービスの甲または第三者からの問い合わせに対する回答その他の対応を行う義務を負いません。乙は、当該プログラミングコード・言語等に起因して甲または第三者に発生した損害について一切の責任を負いません。なお、甲は、当該プログラミングコード・言語等に起因して乙に損害が発生した場合は、当該損害（解決のために要した一切の諸経費を含みます。）を乙に直ちに支払うものとします。

第15条 （情報の管理）

1. 乙は、甲の情報の管理について、主旨に則り厳重にこれを行うものとし、情報の改竄、漏洩、不正アクセスが起きないように、予防および安全対策を講じるものとします。
2. 乙は、甲の情報を、対象サービスに関するお知らせの通知、発送等乙のサービスについて紹介するために利用することができます。また、乙は、甲の情報を以下の目的で利用することができます。
 - (1) 対象サービスの運営（乙から甲に対するあらゆる分野の情報提供を含みます）
 - (2) 乙が甲に有益と判断した乙、広告主企業、提携先企業などの商品、サービス等に関する情報の提供
 - (3) マーケティングリサーチ等の実施、研究、分析のため
 - (4) 広告、検証、キャンペーンのため
 - (5) 本人確認のための認証および不正利用防止のため
 - (6) 個人情報の取扱いに関する連絡
 - (7) 前各号に付帯または関連する事項
3. 乙は、以下の甲の情報を取得します。

取得項目（法人）
社名、所在地（郵便番号を含みます。）、電話番号、メールアドレス等

取得項目（個人）
氏名、住所（郵便番号を含みます。）、電話番号、メールアドレス、ログインパスワード等
4. 乙は、甲に関する次の情報等を、アンケート回答データの回収を目的として、対象サービスに係るアンケート回答パネル提供企業に提供する場合があります。
 - (1) リサーチ ID
 - (2) 回答画面 URL
5. 乙は、甲の情報を乙が別途定める『プライバシーポリシー』（<https://mkt-apps.com/privacy/>）に基づき管理するものとします。なお、乙は、次の場合を除き、あらかじめ甲の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しないものとします。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、甲本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、甲本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、甲本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第16条 （秘密保持）

1. 甲および乙は、本契約に関連して知得した相手方の営業上・技術上・その他の業務上の秘密に関する情報（甲または乙が特に秘密として指定した情報のみならず、性質上当然に秘密に取り扱

う必要がある情報を含み、総称して以下「秘密情報」といいます。)を厳に秘密として保持管理し、相手方の書面による承諾を得ることなく本契約の目的以外での使用または第三者に開示・漏洩してはなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報および法令の定めに基づきまたは権限ある官公署から開示の要求があった場合についてはこの限りではありません。

- (1) 相手方による開示前から公知であった情報
 - (2) 相手方から開示される以前にすでに正当に保有していた情報
 - (3) 相手方から開示された後、自己の責に帰すべき事由によらず公知となった情報
 - (4) 第三者から、秘密保持義務を負うことなく、適法に入手した情報
 - (5) 相手方から開示された情報を使用することなく、独自に開発した情報
2. 個人情報、前項各号の規定にかかわらず秘密情報に含まれるものとします。
 3. 乙は、サーバの保守作業上必要な場合、または甲からの依頼等、特に必要のある場合を除き、甲のサーバスペース上の秘密情報を閲覧しないものとします。
 4. 乙は、甲の承諾がない限り、秘密情報を第三者に開示または共有することはありません。ただし、次の各号に掲げる場合は除きます。
 - (1) 乙が本契約の目的の達成に必要な範囲内において甲の情報の取扱いの全部または一部を委託する場合
 - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って甲の情報が提供される場合
 - (3) 法令に基づく場合
 - (4) 法令諸規則に基づき裁判所、警察等の公的機関に開示を求められた場合

第17条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲は、次の各号に定める事項を現在および将来にわたって表明し、保証するものとします。
 - (1) 自らが暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴排法」といいます。)第2条第2号に規定する暴力団をいいます。)、暴力団員(第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団その他暴力、威力、詐欺的手法を用いて暴力的不法行為等(第2条第1号に規定する行為をいいます。)を常習的に行う、または自らの目的を達成することを常習とする集団または個人(以下、併せて「反社会的勢力」といいます。)に該当しないこと
 - (2) 自己の代表者、役員または主要な職員(雇用形態および契約形態を問いません。)が反社会的勢力に該当しないこと
 - (3) 自己の主要な出資者その他経営を支配していると認められる者が反社会的勢力に該当しないこと
 - (4) 直接、間接を問わず、反社会的勢力が自己の経営に関与していないこと
 - (5) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有していないこと
 - (6) 反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと
 - (7) 自己の代表者、役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
2. 甲は、自らまたは第三者をして次の各号に定める行為を行ってはなりません。
 - (1) 乙または第三者に対する暴排法第9条各号に定める暴力的要求行為
 - (2) 乙または第三者に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 乙または第三者に対する、脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - (4) 偽計または威力を用いて、乙または第三者の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
3. 甲は、第1項または第2項の規定に違反している事実が判明した場合、直ちに乙にその事実を報告するものとします。
4. 乙は、甲による第1項および第2項の規定の遵守状況に関する必要な調査を行うことができるものとします。この場合、甲は当該調査に協力し、これに必要な資料を提出しなければなりません。
5. 乙は、甲が第1項または第2項の規定に違反している事実が判明した場合、何らの催告なしに、甲乙間で締結されたすべての契約の全部または一部を解除(利用停止および登録の抹消を含みます。)し、かつ、乙に対して反社会的勢力の排除のために必要な措置を講ずるよう請求するこ

- とができます。
- 前項の規定により、乙から甲乙間で締結された契約を解除された場合または反社会的勢力の排除のために必要な措置を講ずるよう請求された場合、甲は、乙に対し、その名目を問わず、当該解除または措置に関し生じた損害および費用の一切の請求をしないものとします。
 - 乙は、甲が第1項または第2項の規定に違反したことにより損害を被った場合、甲に対して、当該損害一切の賠償を請求することができるものとします。

第18条 (不可抗力)

- 本契約上の義務を、以下に定める不可抗力に起因して遅滞もしくは不履行となったときは甲または乙は本契約の違反とせず、その責を負わないものとします。
 - 自然災害
 - 伝染病
 - 戦争および内乱
 - 革命および国家の分裂
 - 暴動
 - 火災および爆発
 - 洪水
 - ストライキおよび労働争議
 - 政府機関による法改正
 - その他前各号に準ずる非常事態
- 前項の事態が発生したときは、被害に遭った当事者は、相手方に直ちに不可抗力の発生の旨を伝え、予想される継続期間を通知しなければならないものとします。
- 不可抗力が30日以上継続した場合は、甲または乙は、相手方に対する書面による通知にて本契約を解除することができるものとします。

第19条 (中途解約)

- 第8条に定める最低利用期間経過後、甲が本契約の解除を希望する場合、甲は、毎月20日(ただし、20日が土日または国民の祝祭日である場合はその前営業日)までにその旨を乙に届け出ることにより、当月末日付で本契約を終了することができます。なお、解約申入後の甲の利用状況の如何に拘わらず、乙は本契約終了時までの料金の減額または返金をしないものとします。
- 乙は、甲が2年以上、対象サービスを利用していない場合、3ヶ月前までに甲に通知することにより、本契約を終了することができます。なお、当該契約終了により甲に損害が生じたとしても、乙は一切の責任を負わないものとします。

第20条 (契約解除)

- 相手方に、本契約に違反する行為があり、相当期間を定めて行った通知催告後もその行為が是正されない場合、当事者は、本契約を解除することができるものとします。
- 前項により本契約が解除された場合には、違反者は当該違反により生じた当事者の損害を賠償する義務を負うものとします。
- 相手方に、次の各号に定める事由の一つが生じたときは、当事者は、催告なしに直ちに本契約を解除することができるものとします。
 - 重大な過失または背信行為があったとき
 - 差押、仮差押、仮処分、競売、破産、民事再生開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始の手続きの申立または公売処分を受けたとき
 - 手形または小切手の不渡りをなし、銀行もしくは手形交換所の取引停止を受けたとき
 - 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - 営業停止、営業免許、営業登録の取消等の行政上の処分を受けたとき
 - 営業の廃止、解散等の重大な変更の決議をしたとき
 - 財務状態の悪化、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
- 甲が対象サービスを利用するにあたって次の各号のいずれかの行為をし、乙が相当期間を定めて行った通知催告後もその行為が是正されない場合、乙は、本契約を解除することができるも

のとします。なお、短期間での甲による是正が明らかに見込まれないと乙が判断した場合には、通知催告をせずに、乙は、本契約を解除することができるものとします。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 法令、本契約その他乙が定める諸規定に違反する行為
- (3) 乙、他の利用者または第三者に不利益または損害を与えることを目的とした行為
- (4) 対象サービスにより利用しうる情報を改ざんする行為
- (5) 対象サービスの運営を妨害する行為
- (6) 乙が承認していない対象サービスを通じた以下を含むアンケートの配信
 - ① アンケート目的以外の目的での利用
 - ② 対象サービス外への誘導
 - ③ 広告またはプロモーション目的での利用
 - ④ 目的を開示しないアンケート回答者の個人情報の取得
- (7) 対象サービスを利用して以下に掲げる事項を配信、表示、掲載、または聴取する行為
 - ① 違法、有害、嫌がらせ、不法行為、中傷、迷惑行為、プライバシーの侵害にあたる内容を含むもの
 - ② 下品、卑猥、ポルノ写真、その他猥褻な内容を含むもの
 - ③ 暴力、虐待、脅迫、中傷、グロテスクな内容を含むもの
 - ④ 人種・信条・性別・職業・境遇などによる差別的な表現が含まれるもの
 - ⑤ いじめ・自殺の助長、または未成年者に何らかの害を与える内容を含むもの
 - ⑥ 特定の企業や店舗またはそのユーザーを誹謗中傷するもの
 - ⑦ マルチ商法、ねずみ講等の勧誘を目的とする内容を含むもの
 - ⑧ 宗教信仰による布教活動・寄付金募集を目的とするもの
 - ⑨ 選挙運動、政治活動その他これらに類するもの
 - ⑩ チェーンレター、ウイルス、スパムメールに該当すると乙が判断するもの、その他迷惑メールに類する内容を含むもの
 - ⑪ その他、アンケート回答者が不快に感じる画像、表現などを含むもの
 - ⑫ 口座番号その他口座情報（金融機関や証券会社の名称自体は除く。）、クレジットカード番号、暗証番号などを聴取する内容のもの
 - ⑬ 人種、民族、門地、本籍地（所在都道府県に関する情報を除く）、身体・精神障害、犯罪歴その他社会的差別の原因となるものを本人の同意なく聴取するもの
 - ⑭ 勤労者の団結権、団体交渉その他団体行動の行為に関するものを聴取するもの
 - ⑮ 集団示威行為への参加、請願権の行使その他の政治的権利の行使に関するものを聴取するもの
 - ⑯ 要配慮個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第3項に定めるものをいいます。）を本人の同意なく聴取するもの
 - ⑰ 他人の名義や写真、肖像、商標、著作物、知的財産権等を許可なく利用したもの
- (8) 対象サービスに関する料金などの支払債務の履行遅延その他の不履行があった場合
- (9) その他、乙が対象サービスを運営するにあたり不相当と判断した場合

第21条 （サービス提供の中断）

1. 乙は以下のいずれかに該当する場合、甲に対して事前の通知を行うことなく、対象サービスの全部または一部の提供を中断することができるものとします。
 - (1) 対象サービスを提供するための装置、システムのメンテナンスおよびアップグレードのために必要な場合
 - (2) 火災、停電、第三者による妨害行為などにより対象サービスの提供が困難になった場合
 - (3) 対象サービスの通信に係る事業者による通信回線の提供が中断、停止され、対象サービスの提供が困難となった場合
 - (4) 裁判所、その他公的機関からの要請または法令に基づき対象サービスの一時中断、停止または終了を命じられた場合
 - (5) その他、やむを得ず対象サービスの全部または一部の一時中断、または停止が必要であると乙が判断した場合

2. 第1項により対象サービスの提供が中断された場合でも、甲は乙に対する当該期間中の料金の支払い義務を負うものとします。ただし、1回あたりの連続した中断時間が24時間を超過した場合は、当該超過時間数に相当する料金（24時間ごとに1日とみなし、24時間未満の時間は切り捨てとし、1ヶ月を30日として月額利用料金を日割り計算）については支払いを免除されるものとします。
3. 第1項により対象サービスが中断された場合、当該サービス中断により甲および第三者に損害が生じたとしても、乙は一切の責任を負わないものとします。

第22条 （契約の変更等）

1. 乙は、法令等に基づき甲の事前の承諾を得ることが必要となる場合を除き、本契約（乙のウェブサイトに掲載する対象サービスに関するルール、諸規定等を含みます。以下、本条において同様とします。）または対象サービスの具体的な内容を自由に変更できるものとします。なお、本契約または対象サービスの内容を変更する場合（対象サービスの具体的な内容の軽微な変更を行う場合を除きます。）、乙は、事前に、乙のウェブサイトへの掲載その他乙が適切と判断する方法により周知するものとします。
2. 乙は、本契約または対象サービスの具体的な内容を変更した場合、前項に定める周知において指定された期日以降（対象サービスの内容の軽微な変更を行った場合は当該変更日以降）に、甲が対象サービスを利用した場合には、甲は、本契約または対象サービスの具体的な内容の変更に同意したものとみなします。

第23条 （対象サービスの廃止）

1. 乙は、対象サービスの全部または一部を廃止する場合があります。
2. 前項の場合、3か月前までに甲に対し、第25条に定める方法によりその旨を通知するものとします。
3. 第1項に基づく対象サービスの廃止により甲および第三者に損害が生じたとしても、乙は一切の責任を負わないものとします。

第24条 （甲の名称等の変更および地位の承継）

1. 甲はその商号、名称、本店所在地、支店所在地等に変更があった場合は、変更があった日から30日以内に変更内容を乙に届け出るものとします。
2. 甲が合併・分割・事業譲渡等により地位の承継等があった場合、承継等があった日から30日以内に変更内容を乙に届け出るものとします。
3. 乙は前項の届出があった場合、甲または甲の業務の同一性および継続性が認められないと乙が判断したときは、その地位の承継を認めない場合があります。

第25条 （通知方法）

1. 対象サービスの利用および本契約に基づく乙から甲に対する諸通知は、本契約に特に定めない限り、本契約締結時に申告した甲の電子メールアドレス宛に電子メールを送信する方法または乙が別途定める方法により行うものとします。
2. 甲は、電子メールアドレスその他の本契約締結時に申告した情報を必要に応じて変更せずこれを怠った場合、乙からの諸通知または送付書類等が延着または不到達となっても、乙が通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議がないものとします。

第26条 （合意管轄）

本契約に起因し、または関連する一切の紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第27条 （準拠法）

本契約は日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。

第28条 （協議解決）

本契約につき定めのない事項または本契約の解釈に疑義が発生した場合、互いに誠実に話し合い、解決に向けて努力しなければならないものとします。

(附則)

本契約は、2024年5月1日から適用するものとし、2024年4月30日までに甲乙が締結した「Marketing Applications 利用契約書」及びこれに付随する覚書等には適用されないものとする。

以上